

令和4年度 那覇市在宅医療・介護連携推進事業
第2回 身寄りがいない方の意思決定支援研修会 質疑応答

Q1. 全く身寄りがなく動けない患者の場合、生活保護申請は民生委員で良いのか。

- A. 民生委員に申請する権限があるかどうかについて、判断能力がないのであれば、成年後見人（以下後見人と示す）を申し立て、後見人から申請することが原則である。生活保護申請をした後のことを考えると後見人は必須である。身寄りが全くなく高齢者であれば、地域包括支援センターへ相談し、地域包括支援センターから市町村長申し立てに繋げる。

物理的に体は動かさないが、意思決定ができるのであれば、本人がコミュニケーションできる手段で（例えば民生委員に委任状代筆作業を依頼している場面を動画に残す等）、代理申請することも在り得る。

Q2. 意識がなく意思決定ができないときなどの公的な窓口などがあるのか。

- A. 終末期にかかる意思決定であれば、ガイドラインにあるように医療ケアチームで話し合い、最善の方法を話し合っていく。

終末期ではなく、今後入院や施設入所など契約が必要になる場合は、地域包括支援センターへ相談し後見人の申し立てに繋げる。

Q3. 身寄りがなく物忘れがあり内服管理は難しく、夜間せん妄があり、会話が成立しないような方の場合の意思決定支援で困ることが多い。意思決定支援には病状を理解したうえで本人がどうしたいか意思決定を支援すると思うが、病院における医療チームでどんな事をポイントとして支援したらいいか。

- A. 支援者（例えばケアマネ）に本人の意思を推定できる人がいるか。本人が病状の理解が難しいのであれば、医療ケアチームとの話し合いのなかで本人にとって何が最善か方針を探っていくことがポイントになる。

この先入院や入所等契約行為が必要になることを考慮して、後見人の申し立てが必要である。今後後見人も会議に出席して頂き、第3者的な視点でオブザーバー的な関わりをしてもらおうと良い。

Q4. 後見人選任までに時間がかかるため、その間の金銭管理等をどのように行った方がいいのか、課題に感じている。

- A. 後見人が選任されるまで誰が管理しているのか。病院か施設か親族等、誰かが関わっているはずである。後見人を選定することを前提とした事務管理という制度があるが、とりあえずこれまでの管理を続けて、早く後見人を選任してもらい引き継ぐ必要がある。

Q5. 本人が意思決定できない場合、金銭管理を家族が担うことはできるのか。成年後見制度を利用しなければならないのか。

- A. 基本的に本人に判断能力がないのであれば、家族であっても金銭管理する権限はない。本人からの代理権が付与されて初めて家族は動ける。家族が後見人になる方法がある。

令和4年度 那覇市在宅医療・介護連携推進事業
第2回 身寄りがいない方の意思決定支援研修会 質疑応答

Q6. 任意後見契約について、書式や手続きについて教えてほしい。

A. 公正証書にして登記する必要がある。次の機会に詳しく説明したい。

Q7. 遺体・遺品の引き取り・葬儀等について、後見人ができない場合どうしたらいいか。

A. 後見人が業務としてやるべき事項となっている。もしできないという話であれば裁判所に相談したほうが良い。

Q8. 本人以外の金銭管理者がいない状態で亡くなられた場合、遺留金品に対して適切な対応があれば教えてほしい。

A. 存命のうちに備える

相続人がいるのであれば相続人に引き継ぐ

相続人がいないのであれば家庭裁判所で相続財産管理人の選任の申し立てをして、相続財産管理人に引き継ぐ。

Q9. 本人と友人との間で口頭で代理人の約束をしていた場合、金銭管理や入院等の手続きについて、どの程度可能なのか。

A. 本人に判断能力があることが前提で、口頭でも委任契約は成立し有効である。金銭管理や入院手続きであれば委任状をとっておく必要がある。

後に、「以前口頭で委任契約が成立していたことが、本人が判断能力がなくなったあとも継続しているか」というと疑問が出る。本人に確認がとれない場合は、後見人の申し立てが必要になる。

Q10. 身寄りがいないと入院手続きや医療同意、転院調整に時間を要することが多い。院内だけでなく、行政機関や地域全体で本人に不利益が被らないよう役割分担が必要になると思う。

A. 重要な指摘である。昨今の身寄りがいない高齢者の増加を鑑みると、行政を含めて地域全体で考える問題である。それぞれの機関が意識をもち、それぞれの立場でチームを組んで対応していく時代である。

Q11. 判断能力の有無はどのように判断したらいいか。医師の判断なのか。

A. 医師の判断である。精神科医のみならず本人のことをよく知っているかかりつけ医でも可能である。家庭裁判所ホームページに診断書の書式、書き方のガイドラインが詳細に掲載されているので参照頂きたい。福祉関係者が記載する本人情報シートも掲載されている。